
内子町災害発生時の 職員初動マニュアル

平成26年3月

内 子 町

■ 目 次 ■

1. 本マニュアルの目的	1
2. 職員初動マニュアルの範囲.....	1
3. 応急対策の流れ	2
4. 職員の災害に対する心構え.....	3
5. 組織及び活動の概要（本マニュアルの構成）	5
6. 非常配備体制	6
7. 職員の動員・参集	12
8. 災害対策本部	17
9. 情報の収集・連絡	22
10. 状況別の初動対応	28
【参考様式】	31
【参考資料】	43

1. 本マニュアルの目的

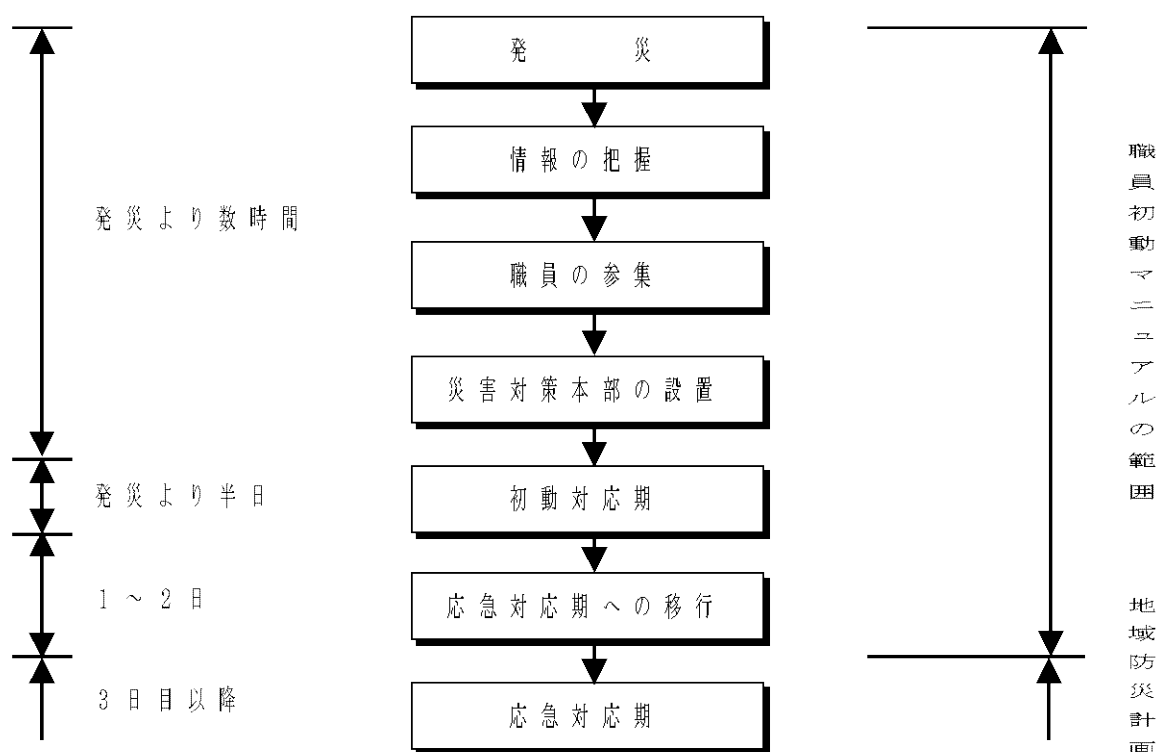
災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえでは、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報の収集、的確な避難誘導・指示等の初動期における対応が非常に重要となる。

本マニュアルは、災害発生時から48時間までの初動期を中心に各班が実施すべき応急対策を整理し、災害時に職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できることを目的として作成する。

2. 職員初動マニュアルの範囲

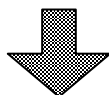
本マニュアルは、災害が発生しそうな場合、あるいは万が一発生した場合に最も重要でかつ混乱が予想される、発災より数時間、半日、1～2日までの初動対応期を念頭に構成している。

引き続き3日以降に行われる災害応急対策の本体制業務については、「地域防災計画」に基づいて対応する。



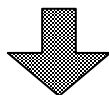
3. 応急対策の流れ

(1) 発災より
数時間



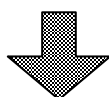
- 発災より数時間は、職員の動員と同時に、およその被害状況等の情報が収集される。
- 速やかに情報連絡室で、状況に応じた非常配備体制による業務の遂行及び災害対策本部の設置が検討される時期である。

(2) 発災より
半日



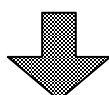
- 災害対策本部が設置された場合は、組織的にさらに詳細な情報が収集される。
- 災害対策本部の設置により、応急対策の活動方針が決定され、給水等一部の応急活動が展開される時期である。

(3) 1～2日



- 本格的に応急活動が開始される時期である。
- 各部、各班は、担当する応急活動を遂行する。

(4) 3～6日



- 引き続き応急活動が行われ、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期である。

(5) 1週間～

- 広報、相談窓口等、各種の住民への支援活動や活動のとりまとめ、活動の経費負担等の活動が中心となり、応急対策活動から応急復旧、日常業務へ移行する時期である。

4. 職員の災害に対する心構え

突然、災害に見舞われても慌てずに冷静に行動できるよう、日頃から自らの分担業務を確認しておくとともに、

「電話が使えない」「道路が損壊し通れない」場合等に、どのような行動をとるべきか、とらなければならないか

を想定するなど、災害時の行動のイメージトレーニング等を実施し、常に災害時に対する心構えを身につけ、緊急時に備える。

注 必ず巻末に掲載のパーソナルデータに記入し、各自の配備基準等を把握しておく。

○パーソナルデータ ⇒ 44 ページ

(1) 町職員としての自覚

住民の生命、身体等を守るのは、職員一人ひとりの積極的な行動にかかっていると自覚し、災害時には、

「自分しかいない」「自分がその場の責任者」という意識

を持って、自発的に、積極的に対応するよう努めること。

(2) 災害情報・安否等の報告

災害の全体像を把握することが、これから実施する町の緊急応急対策の重要指針となる。職員は、職場参集時に、

直ちに、居住地周辺や参集途上の被害状況を所属長に報告

すること。その際、「被害なし」も重要な情報であることに留意すること。

また、初動体制を速やかに確立できるかは、必要人数の配備要員の確保にかかっている。

このため、

職場にすぐには参集できない場合は、安否の危惧を払拭するためにも、速やかに所属長に必ず連絡

を行うこと。

連絡の際には、参集できない理由（本人・家族等の被災、冠水や土砂崩れ等による道路・橋りょうの被害等）のほか、居住地周辺の被害状況等を報告すること。

(3) 災害現場には拙速をおそれずに

災害時における活動の原則は、

時間との勝負

である。被災住民の救出救護も、時間の経過とともに重大な事態に陥ることとなる。

できるだけ早く災害現場に駆けつけ、事態が拡大しない初期段階に一気に応急活動を実施することが肝心であり、早ければ早いほど効果的である。たとえ結果が得られなくても、空振りに終わっても現場の情報を得られ、次の対策につながる。

拙速をおそれず、現場に駆けつけるよう努めること。

（４）職員等との連携協力

職員一人の力だけでは限界がある。災害時には、職員同士が助け合い、収集した情報を互いに共有化して効率的な応急活動に努めること。

また、防災関係機関や自主防災組織との連携に努め、一体となって災害対策に取り組むこと。

（５）被災者への親身な対応

被災者は身体だけでなく、家族の安否、今後の生活など、心にも大きなダメージを受けている。

このため、被災者の立場に立って、できうる限り親身に対応すること。

（６）万全な家庭における防災対策

いざ災害が発生したときには、町職員は先頭に立って災害対策活動にあたらなければならない。そのために、

自分や家族が被災者とならないこと

が重要である。

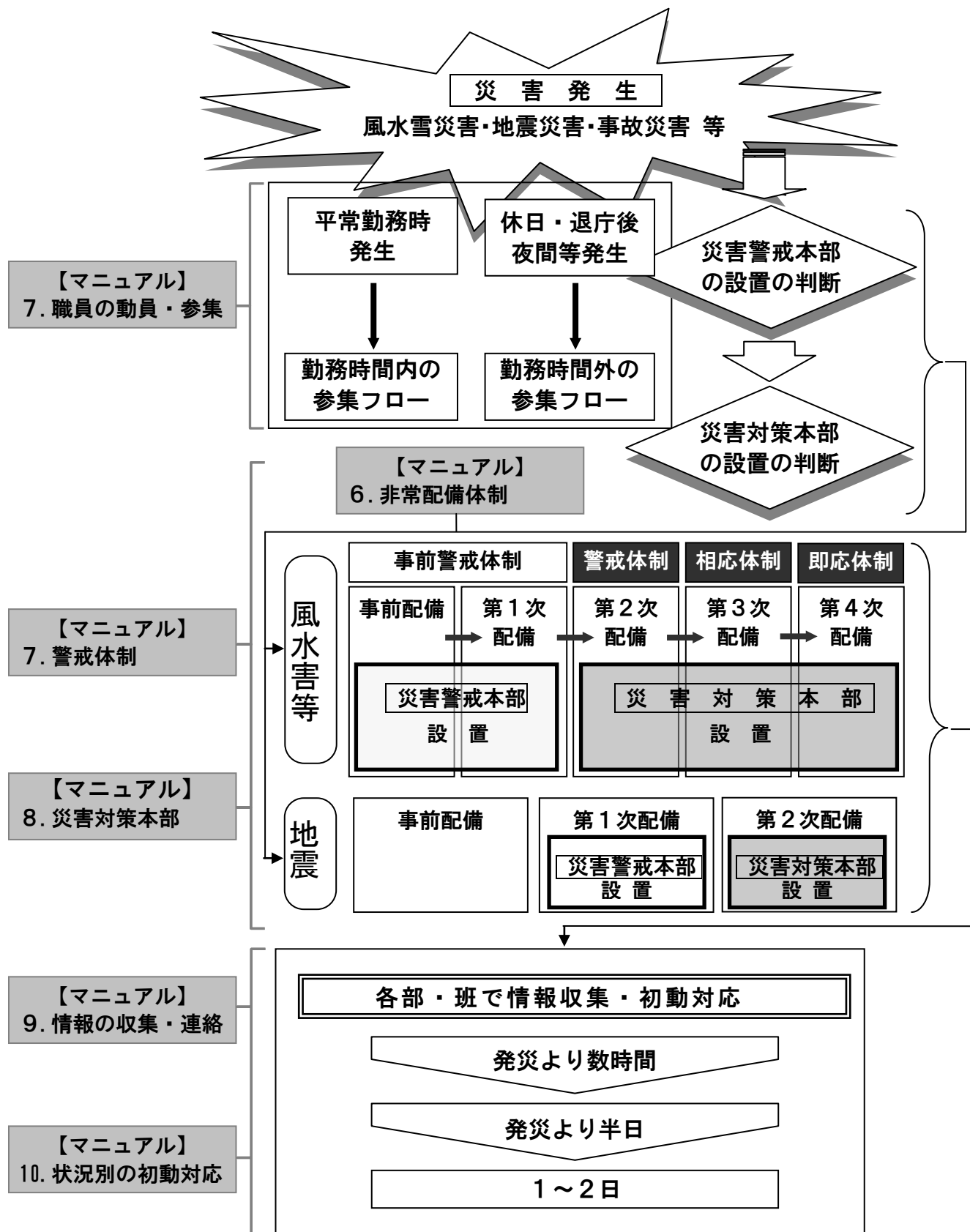
そのために、

- 家屋等の保守点検、耐震化
- 家具の転倒防止策
- 非常持ち出し品等の準備
- 家族の避難場所や連絡方法の確認

等について、日頃から対策を行い、可能な限り、被災しない、被害を出さない、または、最小限に抑えるよう、常に準備をすること。

5. 組織及び活動の概要（本マニュアルの構成）

災害発生時における本内子町の組織体制並びにその活動の全体像と、本マニュアルの構成との関係を次に示す。



6. 非常配備体制

(1) 風水害等における災害警戒本部の設置

気象警報発表時から災害対策本部設置までの警戒時における情報収集活動体制を「災害警戒本部」、災害発生後に被害拡大を防止するための活動体制を「災害対策本部」とし、二段階体制とする。

気象警報発表時から災害対策本部設置までの警戒時における情報収集活動体制のため災害警戒本部を設置するものとする。

災害警戒本部の設置基準

- ア 大雨、洪水警報が発令され、局地的な災害が発生するおそれがある場合。
- イ 町長が必要と認めたとき。
- ウ 小田川水位観測所の水位が基準値に達したとき。

災害警戒本部の配備としては「事前配備」と「第1次配備」があり、警報発令されたときに「事前配備」、小田川水位観測所の水位が消防団待機水位に達したときに「第1次配備」という基準があるが、災害、気象、水象、地象に関する情報収集を行い、甚大な被害に拡大するか予測し、災害警戒本部の配備の移行（「事前配備」→「第1次配備」）、さらには、災害対策本部への移行を検討・決定する。

(2) 風水害等における災害対策本部の設置と配備体制

災害発生後に被害拡大を防止するための対策等を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び内子町災害対策本部条例（平成17年条例第16号）の定めるところにより、災害対策本部を設置するものとする。

① 第2次配備下の体制

- ア 本部長は、直ちに災害対策本部を設置する。
- イ 総務部長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係各部に連絡する。
- ウ 本部長は、必要に応じ関係課長から情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討する。

② 第3次配備下の体制

- ア 災害対策本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。
- イ 各部長は、分掌事務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。

ウ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

(ア) 災害の現況について部員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

(イ) 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

(ウ) 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

③ 第4次配備下の体制

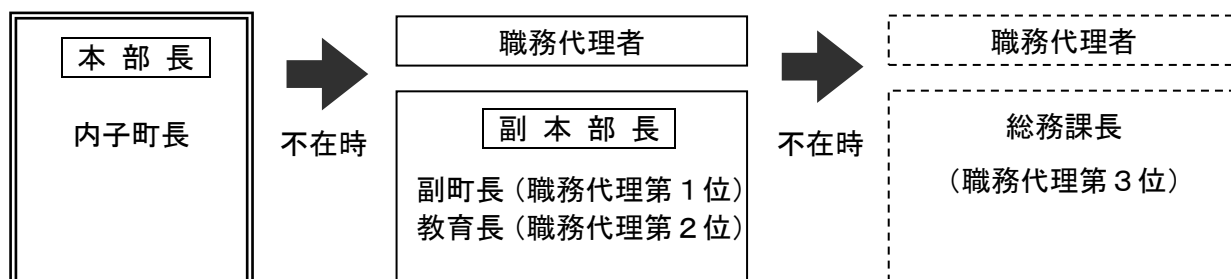
第4次配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部総合調整室を通じ本部長に報告する。

④ 非常配備体制の解除

○ 本部長（内子町長）は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策が概ね完了したと認められる時、配備体制を解除する。

（3）配備体制における指揮者

本部長（内子町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者を次のように定めておくものとする。



(4) 風水害等における非常配備の種別・基準

災害対策本部及び、その前段階の非常配備の種別、内容等の基準は、次表による。各部長は、次の配備基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

体制 配備		災 害 警 戒 本 部 設 置		災 害 対 策 本 部 設 置		
		事 前 配 備	第 1 次 配 備	第 2 次 配 備 （警戒体制）	第 3 次 配 備 （相応体制）	第 4 次 配 備 （即 応 体 制）
配備時期		大雨、洪水警報が発令され、局地的な災害が発生するおそれがある場合並びにこれらの災害が発生したときにおいて本部長が必要と認めたとき。		さらに、被害が発生するおそれや特別警報が発令され、これらの災害が発生したときにおいて本部長が必要と認めたとき。		町の全域にわたって被害が発生するおそれのある場合、又は全域ではなくとも被害が特に甚大と予想される場合並びにこれらの災害が発生したときにおいて本部長が必要と認めたとき。
		警報発令されたとき。	小田川水位が消防団待機水位(内子 2.5 m、大瀬 4.0 m)に達したとき。	小田川水位が氾濫注意水位（内子 3.0 m、大瀬 4.8 m）に達すると予想される場合。	小田川水位が避難判断水位（内子 3.0 m、大瀬 6.0 m）に達すると予想される場合。	小田川水位が氾濫危険水位（内子 4.5m、大瀬 7.5 m）に達すると予想される場合。
配備内容		庁内各課、関係職員で情報連絡活動等が円滑に行える体制とする。		各班の必要人員をもって当たるもので事態の推移に伴い速やかに第3次配備に切り替え得る体制とする。	第2次配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動ができる体制とする。	全職員をもって当たるもので、状況により直ちに救助応急対策活動が開始できる完全な体制とする。
	配備要員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員
	総務課	防災担当	課長補佐級以上及び 防災担当	係長級以上及び 防災担当	全 員	全 員
	建設デザイン課					
	小田支所					
	小田支所（応援）	応援者 (係長級) ※1	応援者 (一般職含む) ※2			
	地域医療・健康増進センター			課長補佐級以上	全 員	
	その他の部局					係長級以上、及び保健師
	消防団（水防団）		消防団待機水位に達したときは、団員にその旨を通知する。	班長以上の出動要請	全団員の出動	

※1：旧小田町出身の職員で係長の職員(総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。)

※2：旧小田町出身の職員で係長以下の職員(総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。)

なお、災害対策本部(2次配備体制以上)を設置した場合、分庁職員(窓口センターは除く)は、原則電話対応以外は本庁に集合。

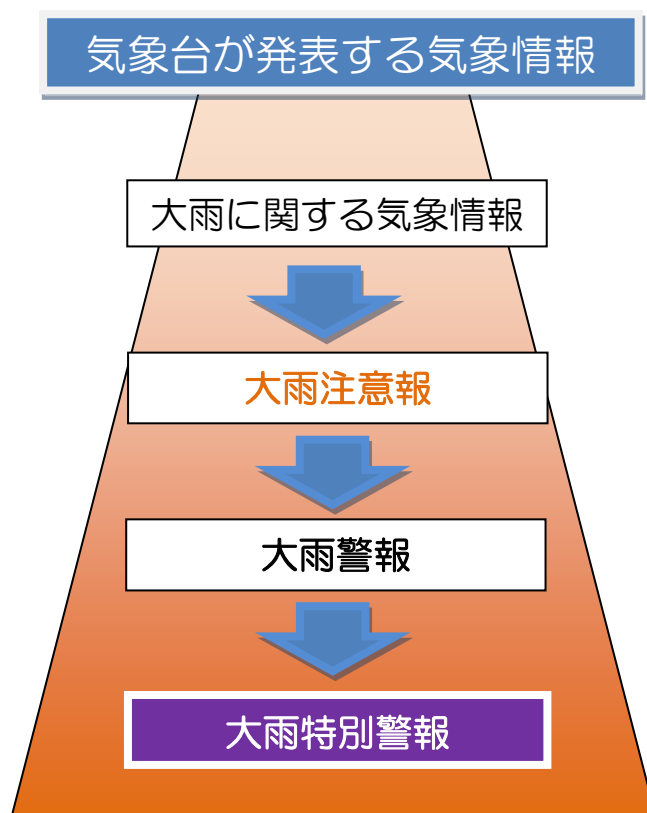
（５）内子町で想定される予警報の種類

松山地方気象台が発表する予警報は以下のとおりである。

■注意報、警報等の種類

注意報	大雨	
	洪水	
	強風	
	風雪	
	大雪	
	雷	
	濃霧	
	乾燥	
	なだれ	
	低温	
	霜	
	着雪	
	記録的短時間大雨情報	
警報	大雨	(浸水害) (土砂災害)
	洪水	
	暴風	
	暴風雪	
	大雪	
特別警報	大雨	
	暴風	
	暴風節	
	大雪	
	地震（＝緊急地震速報）	
	火山噴火（＝噴火警報）	

■特別警報が発表されるまで（大雨の場合のイメージ）



（６）地震における災害警戒本部の設置

地震が観測されたとき、町は速やかに地震に関する情報を住民に伝達するとともに、震度にみあった体制の整備を行う。

震度５強までの地震発生から災害対策本部設置までの警戒期における情報収集活動体制を「災害警戒本部」、震度６弱以上の地震発生、災害発生後の被害拡大を防止するための活動体制を「災害対策本部」とし、二段階体制とする。

① 地震発生直前の対策

町は、伝達を受けた緊急地震速報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

② 内子町災害警戒本部

震度 5 強までの地震発生、災害対策本部設置までの警戒期における情報収集活動をするため災害警戒本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

災害警戒本部の設置基準

- ア 町内に震度 5 強までの地震が発生した場合
- イ 町長が必要と認めたとき

(7) 地震における災害対策本部の設置と配備体制

町長は、地震発生後に被害拡大を防止するための対策等を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条及び内子町災害対策本部条例（平成 17 年条例第 16 号）に定めるところにより、災害対策本部を設置するものとし、その運用については、概ね次のとおりとする。

災害対策本部の設置基準

- ア 町内で最大震度 6 弱以上の揺れが発生した場合
- イ 震度 5 強以下であっても災害が発生した場合
- ウ 町長が必要と認めたとき

(8) 地震における非常配備の種別・基準

災害対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、次表による。

なお、各部長は、次の配備基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

体制 配備		事前配備	災害警戒本部設置 (第 1 次配備)	災害対策本部設置 (第 2 次配備)
配備時期		震度 4 の地震が発生し、災害の発生するおそれがあるとき	震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生（災害警戒本部設置）したとき。	震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
参集基準		災害応急対策を実施するために必要な人員	職員の 1 / 3	全員
配 備 要 員	配備要員	各課関係職員	各課関係職員	各課関係職員
	総務課	係長以上 防災担当	全 員	全 員
	建設デザイン課			
	小田支所			
	小田支所（応援）		応援者（係長級） ※ 1	応援者（一般職含む） ※ 2
	その他の部局	課長補佐以上	係長以上	全 員
	（参考） 消防団		本部長（町長）から指示があった場合には、団長は状況により団員の招集を行う。	全 員

※ 1：旧小田町出身の職員で係長の職員（総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センター、自治センターは除く。）

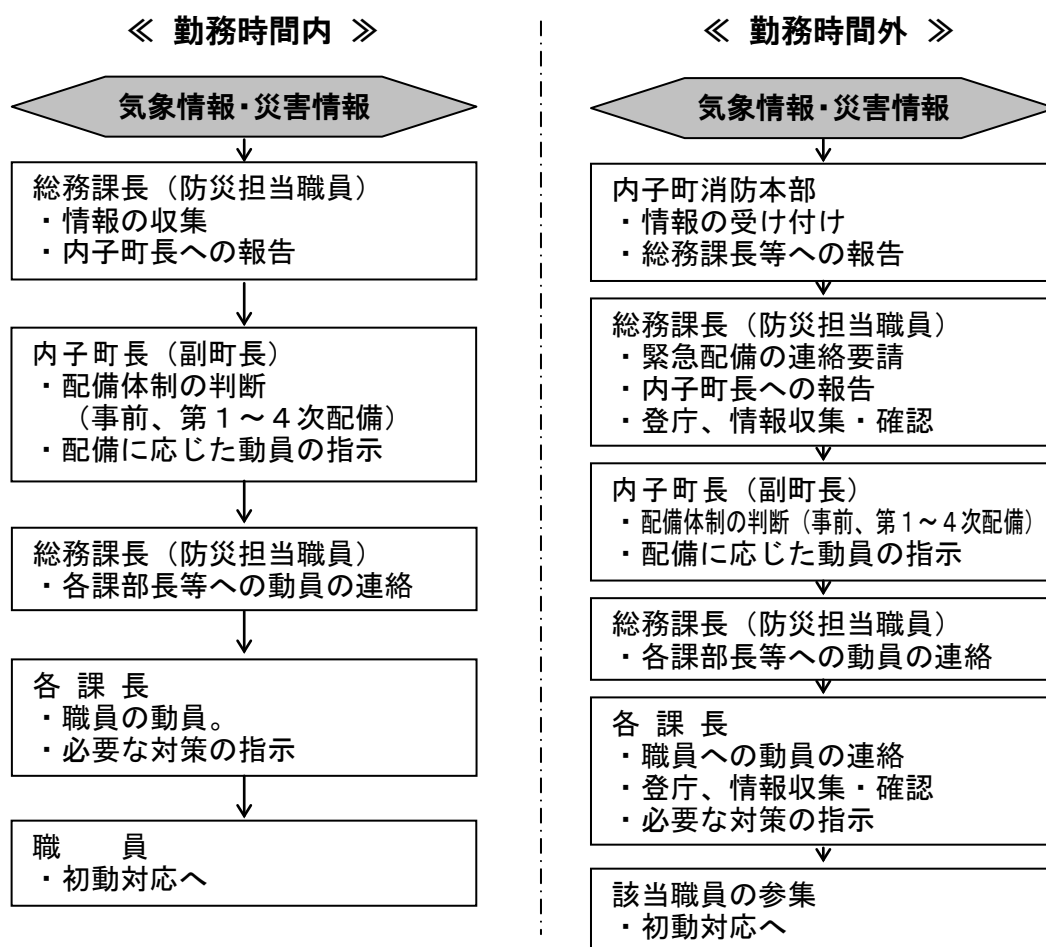
※ 2：旧小田町出身の職員で係長以下の職員（総務課、建設デザイン課、地域医療・健康増進センタ

一、自治センターは除く。)

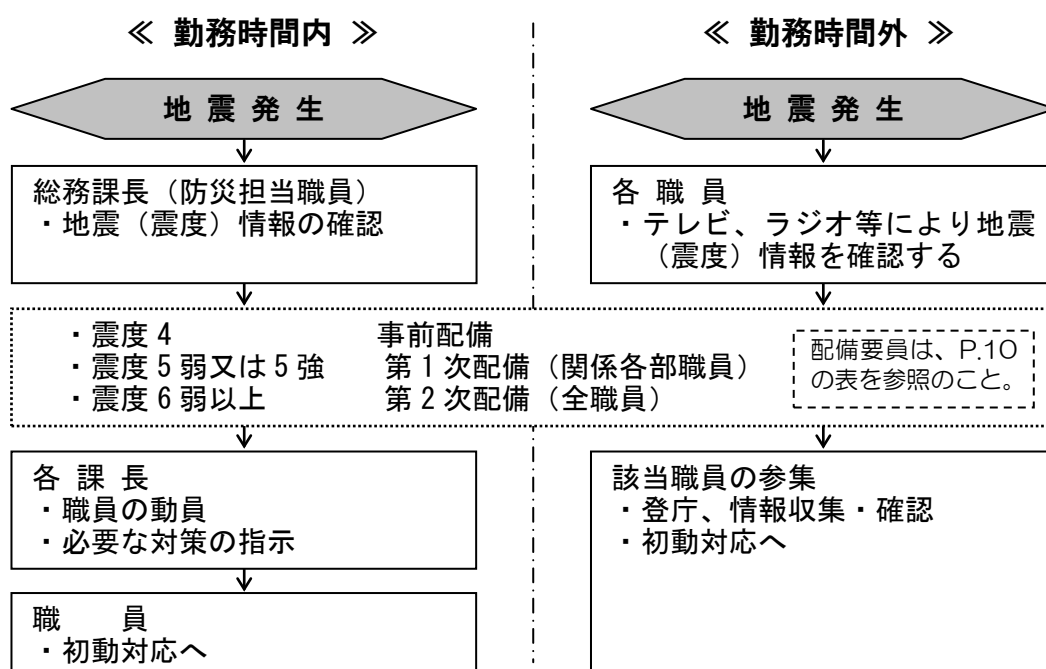
なお、災害対策本部(2次配備体制以上)を設置した場合、分庁職員(窓口センターは除く)は、原則電話対応以外は本庁に集合。

7. 職員の動員・参集

【風水雪災害等】参集フロー



【地震災害】参集フロー



(1) 職員動員計画

- ① 災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合の職員の動員は、P.8 に定める配備基準に基づいて本部長が決定する。
- ② 本部職員の動員方法
 - ア 本部長の配備体制の決定に基づき本部総合調整室は総務部庶務班を通じて各部長にその旨を通知し、各部長は部員に連絡し動員する。
 - イ 招集は、庁内放送、電話、防災行政無線、電子メール、連絡員などの方法により速やかに通知する。

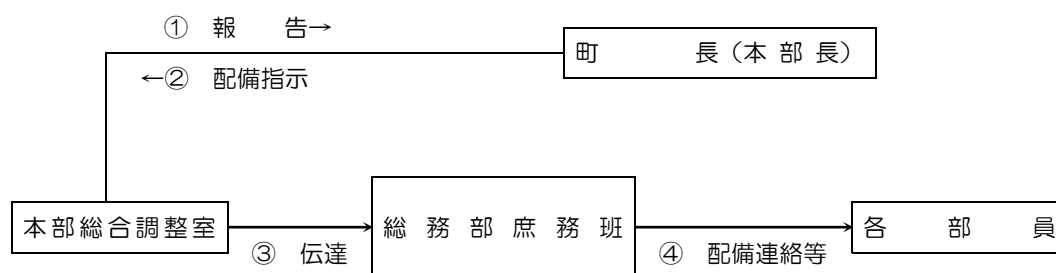
消防団員の動員は、総務部庶務班から電話、サイレン、防災行政無線等により招集する。
 - ウ 伝達の際には、次の事項を明確に伝える。
 - (ア) 配備体制の種類
 - (イ) 災害対策本部開設又は招集の時間
 - エ 各部長は、配備状況について、本部総合調整室を通じて本部長に報告する。

(2) 伝達系統及び伝達方法

職員の動員は、町長の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し、動員する。

- ① 勤務時間内における伝達
 - ア 災害発生が予想され、又は災害が発生した場合、本部総合調整室は総務部庶務班を通じて町長の決定した配備体制について各部長に伝達するとともに、庁内放送等によりこれを徹底する。
 - イ 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員を所定の場所に配備し、事務又は業務に従事させる。

勤務時間内における伝達系統



- ② 勤務時間外、休日における伝達及び配備
 - ア 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに本部総合調整室に連絡する。本部総合調整室は、町長（本部長）にその旨を報告し、配備体制の指示を受けた場合には各部長等に、各部長等は各部員に伝達する。
 - イ 各部長等は、各部に非常連絡員を置き勤務時間外の指令の伝達に当たらせ、所属

職員への周知徹底を図る。

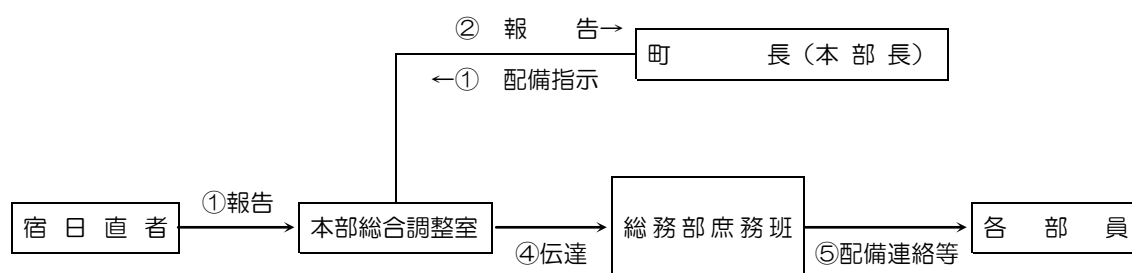
ウ 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。

エ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、所属長の指示を受ける。

その他の職員は、近隣地域の被害状況の収集や被災者の救助、災害時要援護者の保護など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに各所属機関に登庁し、配備体制につく。

オ 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの町の機関へ参集する。

勤務時間外、休日における伝達系統



職員非常招集連絡（各課部局内連絡網）

各課部長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

配備体制確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各課部長は直ちに所管に係る配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務課長に報告するものとする。

③ 職員の応援

各部長は、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認められるときは、あらかじめ定められている職員の業務分担を変更して、別の業務を指示、命令することができるものとする。

各部の所掌する災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、各部長は、本部総合調整室に職員の応援を要請する。本部総合調整室は、本部会議で決定された応援方針に基づき必要と認める場合には、余裕のある部から人員調整を行い、不足する部に派遣する。

災害対策本部内における応援でもなお不足するときにあっては、県に対して南予地方局八幡浜支局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

④ 消防担当職員による非常伝達

消防担当職員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各課長に連絡するものとする。

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生にともなう異常現象の通報があったとき。

(3) 職員の非常登庁

- ① 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により各課部長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。
- ② 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各対策部長（各課長）は職員参集状況を記録し、総務部長（総務課長）を通じて対策本部長（内子町長）へ参集状況を報告するものとする。

自らの判断により非常登庁する際の留意点

- ◎本部が設置された場合は、防災行政無線、電話、広報車、テレビ・ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。
- ◎「震度 4」の地震が発生したとき、総務課、建設デザイン課、小田支所の係長以上及び防災担当、その他部局の課長補佐以上の職員
「震度 5 弱・5 強」の地震が発生したとき、総務課、建設デザイン課、小田支所の全員、その他部局の係長以上の職員、旧小田町出身の係長（応援）、状況により消防団員
「震度 6 弱以上」のときは全職員・全消防団員
- ◎通信の途絶等により連絡がとれない場合は、周辺の状況等を確認の上、自らの判断により参集する。

登庁する際の心得として

- ◎服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること！
- ◎筆記具、飲料水（水筒）、食料、タオル、防寒具（冬期）、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集すること！
- ◎参集途上においては、被災者、救助活動の状況、幹線道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の情報の収集を行うこと！
- ◎参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考えること！
- ◎勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと！

◎交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの市町村の施設へ参集し、上司への連絡に努めるとともに、応急活動に従事すること！

動員・参集における留意点

- ◎常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること！
- ◎不急の行事、会議、出張等は中止すること！
- ◎正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁しないこと！
- ◎勤務場所を離れる場合は、上司と連絡をとり、所在を明らかにすること！
- ◎自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと！

8. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置基準

災害・事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、P. 8 の基準に該当し、内子町長が必要と認めるときに設置する。

(2) 災害対策本部の設置

設置基準の災害が発生した場合は、本庁舎に災害対策本部を設置する。

なお、内子町長と連絡がとれない場合は、職制に従い順次、副町長、教育長、総務課長が状況により決定する。(P. 7 参照)

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には本部の標識を本部室前に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部	庁内放送、口頭、電話、電子メール	本部総合調整室長
内 子 消 防 署	電話、電子メール	庶務班長
内 子 町 消 防 団	電話	庶務班長
一 般 住 民	町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ、サイレン、警鐘、広報車	庶務班長
県南予地方局 八幡浜支局	県防災通信システム、電話、FAX、電子メール その他迅速な方法	本部総合調整室長
大 洲 警 察 署	電話、FAX	本部総合調整室長
各 駐 在 所	電話、伝達員	本部総合調整室長
報 道 機 関	口頭、電話、文書	本部総合調整室長

(4) 災害対策本部の設置場所

役場本庁舎3階「第1会議室」に本部室を設置するものとするが、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、内子分庁舎又は小田支所に設置する。

(5) 災害対策本部の分担任務

① 本部長

町長を災害対策本部長とし、本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部を指揮監督する。

② 副本部長

副町長、教育長を災害対策副本部長とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

③ 本部員

各課長、議会事務局長、小田支所長、各室長、その他本部長が必要と認める者を災害対策本部員とし、本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

④ 部長

ア 災害対策本部に部を置き、部長は総務課長、保健福祉課長、産業振興課長、建設デザイン課長、町並・地域振興課長、学校教育課長、議会事務局長、小田支所長をもってあてる。

イ 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

(6) 災害対策本部設置後の準備

対策本部の設置が決定された場合、本部に必要な資機材等の確保を行う。

- ・ 各防災関係機関の連絡先名簿
- ・ 被害状況報告その他の様式類・報告書
- ・ テレビ
- ・ ラジオ（停電時も使用可能なもの）
- ・ 停電用照明器具
- ・ 通信手段（パソコン、FAX）の確保
- ・ 内子町域の図面及び住宅地図等、地図類

(7) 現地災害対策本部の設置

① 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

② 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。

③ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

④ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

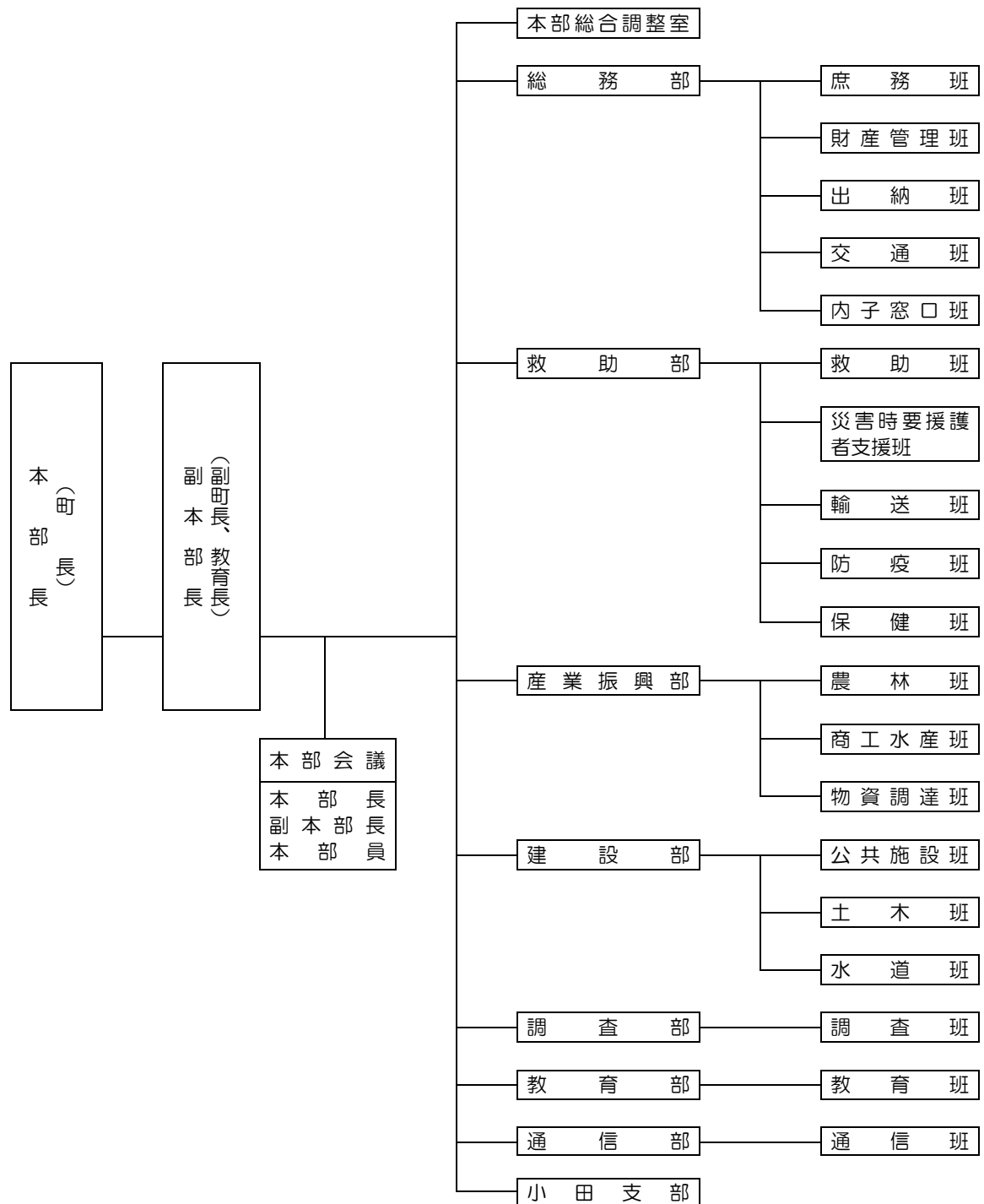
⑤ 県現地災害対策本部との連携

大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、災害対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

(8) 関係機関等との連携

災害予防及び災害応急対策の実施に当たっては、必要に応じて県や近隣市町、その他関係機関等との連携の確保に努める。

(9) 災害対策本部の組織



(10) 災害対策本部の事務分掌（業務分担）

各部・室・班は、以下の分担によるほか、関係法令等の規程による措置並びに関係機関及び団体等との連携を保ち、業務を遂行するものとする。

部（班）名	班 名	事 務 分 掌
本部総合調整室 （室長） 副町長 （副室長） 教育長		1 各部に対する警告等の伝達及び被害報告資料の収集整理に関すること。 2 防災会議及び本部員会議に関すること。 3 特命事項に関すること。 4 災害対策本部、各部その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 被害状況の取りまとめ、県等への報告に関すること。 6 命令決定事項の伝達に関すること。 7 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。
総務部 （部長） 総務課長 （副部長） 会計課長 危機管理班長 内子総合窓口センタ ー所長	庶務班	1 災害関係職員の動員派遣に関すること。 2 警報等の収集及び伝達に関すること。 3 消防、水防に関すること。 4 協力機関、各区及び関係事業所等の連絡調整に関すること。 5 災害経費の予算、措置に関すること。
	財産管理班	1 庁舎、その他町有財産の災害応急対策に関すること。 2 公用車等の配車に関すること。
	出納班	1 金銭、物品の出納に関すること（災害義援金を含む。）。
	交通班	1 交通機関との連絡調整に関すること。 2 建設部と共同して交通不能箇所の調査及び対策に関すること。
	内子窓口班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 分庁管内の被害状況の取りまとめに関すること。
救助部 （部長） 保健福祉課長 （副部長） 住民課長 税務課長	救助班	1 災害救助法の運用及び計画実施に関すること。 2 救助活動に必要な情報等の収集に関すること。 3 避難所の開設、運営等に関すること。 4 負傷者の救出、収容に関すること。 5 遺体捜索及び処理に関すること。 6 炊き出しに関すること。 7 医師会、医療機関等との連絡に関すること。
	災害時要援護者支援班	1 災害時要援護者の安否、避難に関すること。
	輸送班	1 災害救助物資の輸送に関すること。
	防疫班	1 感染症予防に関すること。 2 食品衛生及び飲料水の確保に関すること。 3 汚物処理に関すること。 4 防疫用薬品の整備補給に関すること。 5 医薬品の整備補給に関すること。 6 日赤その他医療機関との連絡調整に関すること。
	保健班	1 住民の健康保持に関すること。 2 疾病及び精神保健の活動に関すること。
産業振興部 （部長） 産業振興課長	農林班	1 農林産物の被害状況調査に関すること。 2 農協・林業組合との連絡調査に関すること。 3 農林業被害者に対する融資斡旋に関すること。

(副部長) 農村支援センター所 長	商工水産班	1 商工関係被害状況調査に関すること。 2 水産物の被害状況調査に関すること。 3 水産業関係被害状況調査に関すること。
	物資調達班	1 被害応急対策物品の購入に関すること。 2 食料、飲料、生活必需物資等の確保に関すること。 3 物資の仕分け、配分に関すること。
建設部 (部長) 建設デザイン課長 (副部長) 上下水道対策班長 環境政策室長	公共施設班	1 公共施設の応急処理に関すること。 2 地区内、飲料等の確保に関すること。
	土木班	1 土木施設の応急処理及び被害状況調査に関すること。 2 交通機関との連絡調査に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 4 災害応急対策に関すること。 5 水門の管理・調整に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災住宅の応急修理に関すること。 9 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 10 その他土木に関すること。
	水道班	1 簡易水道、上下水道施設の被害状況調査及び応急処理に関すること。
調査部 (部長) 町並・地域振興課長 (副部長) 町並・地域振興課長 補佐	調査班	1 人的及び住家等一般被害状況調査に関すること。 2 文化財保護に関すること。
教育部 (部長) 学校教育課長 (副部長) 自治・学習課長	教育班	1 学校教育施設の被害状況調査に関すること。 2 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 3 学校、自治センター等の避難所の開設の協力に関すること。 4 被害対策に協力する婦人会、青年団、生徒会等の連絡調査に関すること。 5 学校用品、教科書等の調達に関すること。 6 ボランティアに関すること。
通信部 (部長) 議会事務局長	通信班	1 警報、情報等の連絡調査に関すること。 2 被害状況等報告の通信機関確保に関すること。
小田支部 (部長) 小田支所長 (副部長) 小田支所課長補佐		1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 支所管内の被害状況の取りまとめに関すること。 3 支所管内の災害応急対策に関すること。

※ 各部班及び所掌事項についての留意事項

災害発生時は、避難対策や災害時要援護者対策に関わる業務、また、水防、消火、救助などの各業務について、当該部（班）のみで対応することが困難である場合も予想される。

したがって、該当する部班の対策事項とともに、必要に応じて、他部班への応援のあることも想定しておくこと。

9. 情報の収集・連絡

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する必要がある。

(1) 情報収集体制の確立・強化

各部・室・班は、次の表のとおり担当の区分の被害状況の把握に努め、本部総合調整室に報告する。

各種被害ごとの担当部は、次のとおりである。

被害等の区分		担当部班
総合被害（集約・県等への報告）		本部総合調整室
人的被害	・救急搬送者	調査部調査班（救助班、災害時要援護者支援班等と協力）
	・通院、病院搬入者	
	・災害時要援護者	
	・被災者	
	・死者・行方不明者	
住家等一般被害	・一般住宅	調査部調査班（総務部庶務班、総務部財産管理班等と協力）
	・公営住宅	
町有財産被害（庁舎その他町有財産）		総務部財産管理班
医療施設被害		救助部救助班
農林産業関係被害		産業振興部農林班
商工関係被害		産業振興部商工水産班
水産業関係被害		産業振興部商工水産班
土木関係被害	・土木施設	建設部土木班
	・交通不能箇所	
上水道関係被害		建設部水道班
下水道関係被害		建設部水道班
文教関係被害	・学校教育施設	教育部教育班
	・社会教育施設	
文化財被害		調査部調査班（教育部教育班と協力）
通信施設被害		通信部通信班

注 上記のほか、ライフライン関係被害は、それぞれの事業者から入手するとともに、町の被害状況を伝達する。

その他、町は以下の情報収集を行うものとする。

- ① 町は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したことを覚知したときは、速やかに南予地方局八幡浜支局（不通の場合又は緊急の場合は、県（危機管理課））に連絡を行い、県から情報等を入手する。
- ② 119番通報の状況、災害の規模等を把握するため、内子消防署、駐在所等関係機関から必要な情報を積極的に収集する。
- ③ 被害が大規模になる恐れがある場合は、「ヘリテレ映像の提供に関する協定」に基

づき、県に対して県警ヘリコプターからの映像の提供を求める。

- ④ 町は、被害状況を収集、把握するため、関係各機関・団体等と連携し、各種被害を
確実、迅速に入手する（又は提供する）体制を整備する。

（２）災害発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

本部総合調整室は、調査部調査班、総務部庶務班、建設部土木班等に指示を出し、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに南予地方局八幡浜支局を通じ県（危機管理課）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

ただし、県（危機管理課）へ連絡できない場合、直接消防庁へ連絡するものとするが、県（危機管理課）と連絡がとれるようになった場合は、県（危機管理課）に報告する。

なお、119番通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県（危機管理課）及び消防庁へ連絡する。

（３）被害状況等に関する情報の収集

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、概ね次のとおりである。

災 害 発 生 直 後	⇒	そ の 後 の 段 階
(1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況		(1) 被害状況
(2) 家屋等建物の被害状況		(2) 避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
(3) 土砂災害等の発生状況及び危険性		(3) 避難所の設置状況
(4) 洪水の発生状況及び危険性		(4) 住民の避難生活状況
(5) 避難の必要の有無及び避難の状況		(5) 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
(6) 住民の動向		(6) 電気、ガス、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
(7) 道路、橋梁及び交通機関の被害状況		(7) 医療機関の活動状況
(8) 電気、ガス、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況		(8) 救護所の設置及び活動状況
(9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項		(9) 傷病者の収容状況
		(10) 道路、橋梁及び交通機関の復旧状況

これらの被害規模の早期把握のため、災害対策本部は、次の活動を行う。

- ① 自主防災組織等を通じた収集

各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。

② 災害調査班による収集

災害が発生したときは、直ちに消防団によって災害調査班を編成し、被害状況の調査を実施する。必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。また、建物の被害認定のために必要があるときは、協定に基づき愛媛県土地家屋調査士会に支援を要請する。

③ 警戒パトロールの実施

災害危険箇所については、関係課職員及び消防団体により警戒パトロールを行う。

④ 参集時の被害状況等の収集

参集職員は、参集途上において被害の発生するおそれがある箇所又は被害状況等の情報を収集し、参集後、直ちに所属長に報告する。

⑤ 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、災害対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅、最寄りの指定避難収容施設周辺等の情報収集にあたらせる。

⑥ 町が収集すべき災害発生直後からその後の段階の災害情報

⑦ ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により町の被害状況の全容が不明等の場合、町長は、南予地方局を通じて国土交通省四国地方整備局、県、県警察、自衛隊及びヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

⑧ 県等への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

⑨ 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

⑩ 災害情報の取りまとめ

各部で収集した情報は、災害情報受発信記録表（様式３）により本部総合調整室が取りまとめ、本部長に報告するほか、南予地方局八幡浜支局を通じ県（危機管理課）に報告する。

（４）情報活動における連携強化

① 情報の収集及び伝達は、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

② 情報活動における連携強化のため、必要に応じて南予地方局八幡浜支局又は大洲警察署に対して職員の派遣を要請する。

（５）情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ、多様な通信手段を活用して行う。また、住民への伝達は、町防災行政無線（屋外子局）、町ホームページ、広報車、緊急速報メール等の情報伝達手段を活用するほか、自主防災組織等の協力を得て行う。

状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

（６）報告及び要請事項の処理

① 報告責任者

県への災害状況の報告は、本部総合調整室が行う。

② 県へ報告すべき災害の範囲

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ 町が災害対策本部を設置したとき。

ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。

エ その他特に県から報告の指示をされたとき。

③ 町の活動

ア 報告手順

（ア） 災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

a 緊急要請事項

b 被害状況

c 町の災害応急対策実施状況

（イ） 消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

県の連絡先

区 分	県 防 災 通 信 シ ス テ ム			N T T 回 線	衛星携帯電話
	系 統	電 話	F A X		
県庁危機管理課防 災情報係	地上系	6—5000—2318	6—5000—2327	(089)912— 2318	080—1993—0801 080—1993—0802
	衛星系	●—200—2318	●—200—2327		
南予地方局八幡浜 支局総務県民室	地上系	6—5700—207	6—5700—922	(0894)22— 4111	
	衛星系	●—620—207	●—620—219		

消防庁の報告先

区 分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回 線 別	電 話	(03) 5253—7527	(03) 5253—7777
	F A X	(03) 5253—7537	(03) 5253—7553
地域衛星通信ネットワーク	電 話	●—048—500—90—49013	●—048—500—90—49102
	F A X	●—048—500—90—49033	●—048—500—90—49036

※ ●は発信特番、本庁及び分庁は「7」、小田支所は「15」

イ 報告手段

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

（ア）県防災通信システム（地上系・衛星系）

（イ）電話

（ウ）インターネット

ウ 報告の内容と時期

（ア）発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」（様式1）に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

（イ）中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。また、報告にあたっては、大洲警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

なお、報告の基準については、資料編の「災害の被害認定基準」による。

（ウ）最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中

間報告・最終報告」(様式2の1、2の2)により行う。

(エ) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、町は直ちに報告する。

- a 災害対策本部(水防本部等を含む。)を設置又は解散したとき。
- b 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- c 避難準備情報の発表、避難の勧告・指示を行ったとき。

エ 報告様式

「災害発生報告」(様式1)、「中間報告・最終報告」(様式2の1)は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

(7) 参集途上における情報の収集と報告等

休日・夜間等に災害が発生し、庁舎等に参集する際は、参集途上において、被災状況、災害状況の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

※参集途上における情報収集は、あくまでも概略的信息収集であり、迅速な参集を第一に考える。

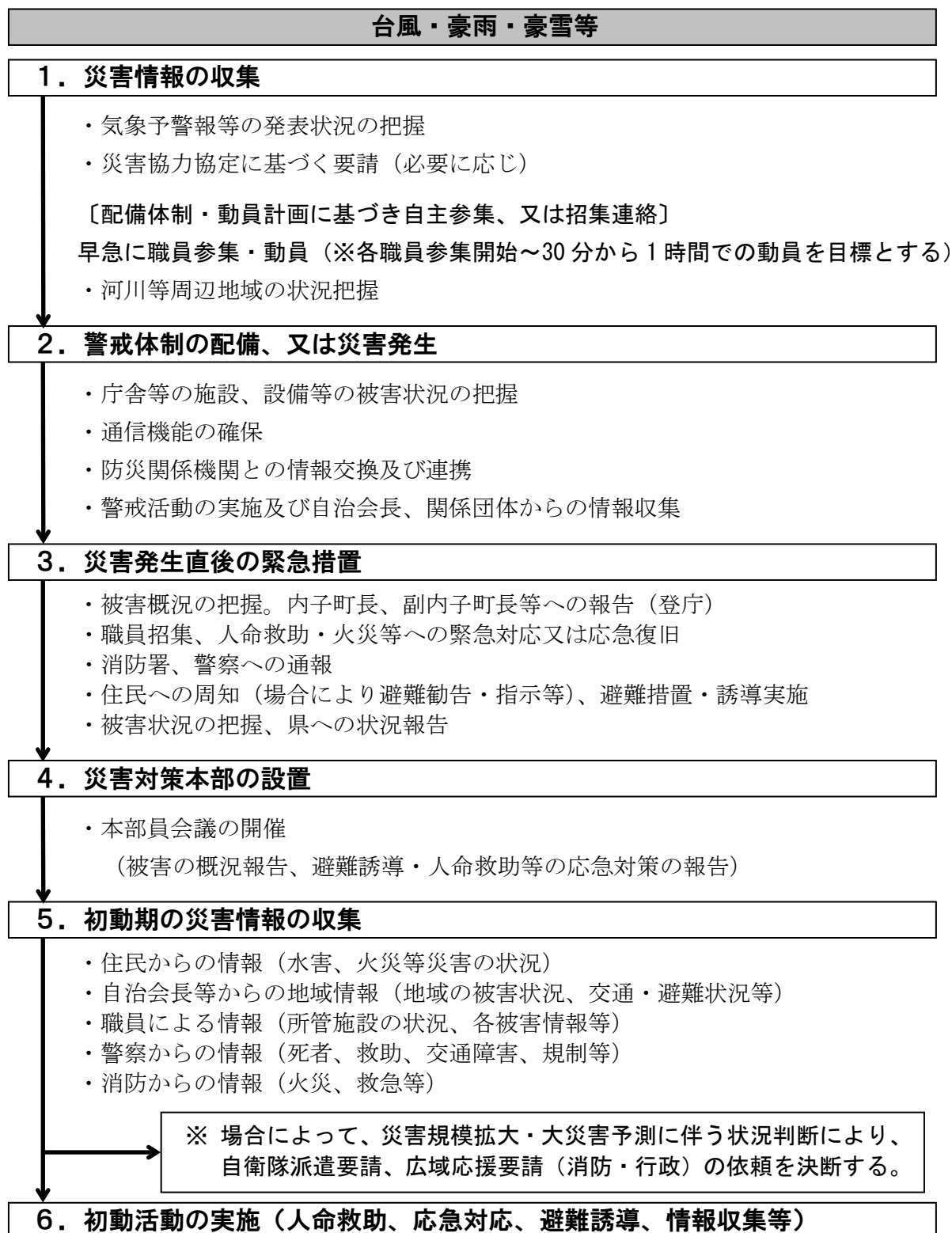
※前掲「自らの判断により非常登庁する際の留意点」(P.15)も参照のこと。

10. 状況別の初動対応

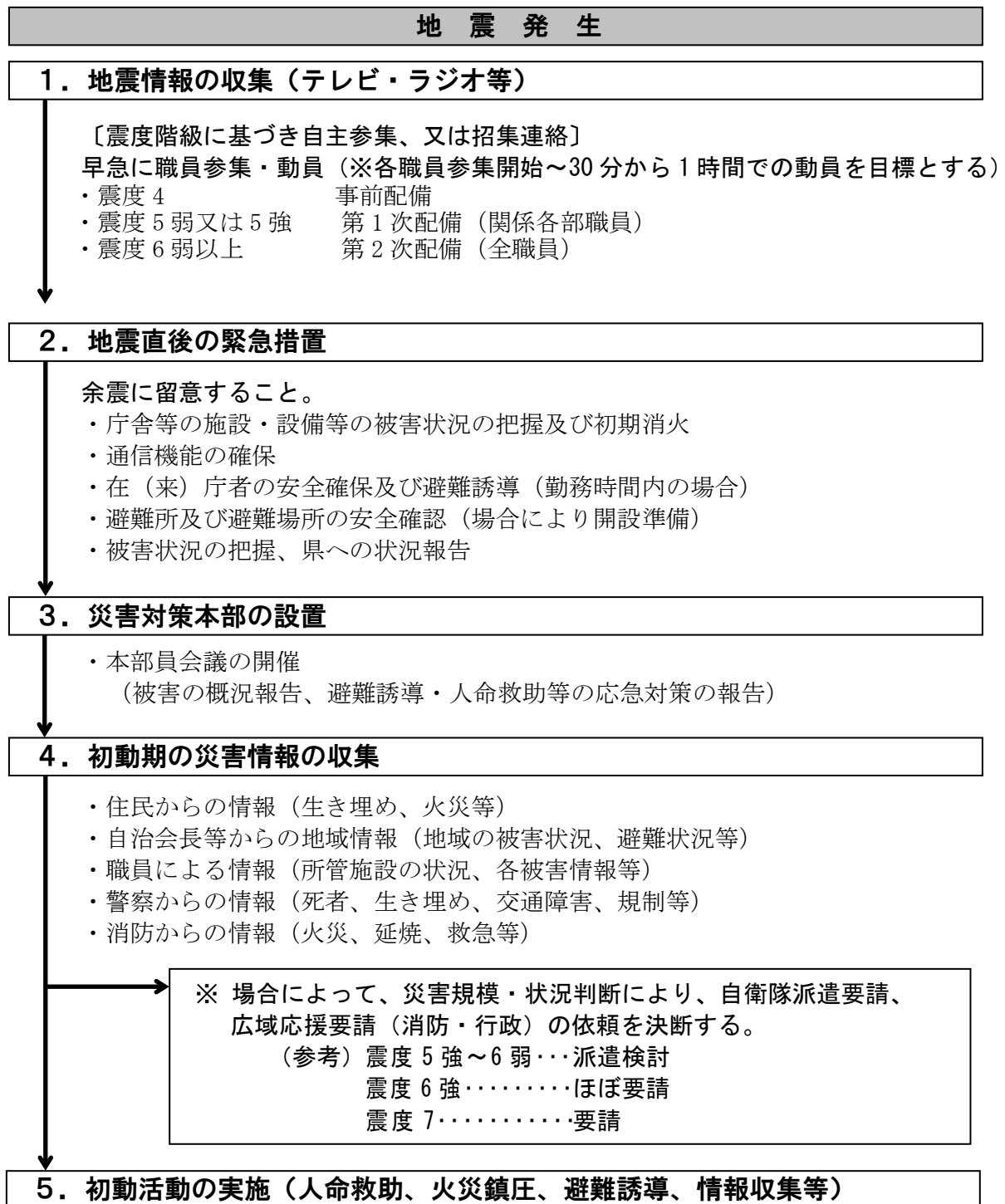
(1) 初動対応フロー

地震発生又は警報等気象情報の発表から概ね 3 時間以内の目標をまとめたものである。
勤務時間内もこれに準ずるものとする。

① 風水雪災害等の初動対応フロー（勤務時間外）



② 地震災害の初動対応フロー（勤務時間外）



（２）大規模災害時の各部の初動対応一覧表

経過時間 担当部室	初動対応期						
	10 分	20 分	30 分	1 時間	3時間	12 時間	1 日～
本部総合調整室	●本部設置の意思決定 ●災对本部設置及び避難勧告・指示 ●広域応援要請の要否判断 ●自衛隊派遣要請（依頼）の要否判断		●被災者救援活動の協議 ＜随時＞ ●ライフライン優先復旧の協議 ●マスコミ等を使った広報の実施（プレスルームの設置等） ●各部・班、関係機関の情報収集	●災害救助法適用判断及び申請 ●災害情報の中間集約 ＜随時＞			
総務部 調査部	●災害情報の把握 ●庁舎及び周辺の被害状況把握 ●庁舎の安全点検 ●来庁者への対応 ●庁舎周辺等の被害情報を集約し、県へ第一報 ●安否情報の収集・報告 ●人命に関わる情報の中間集約		●県への報告・関係機関との連絡調整＜随時＞ ●緊急車両の確認申請 ●人的・住家被害情報を収集・報告＜随時＞			●応援組織（消防援助隊、自衛隊、他自治体など）の受入準備	●応援組織の受入 ●各国救援隊の受入 ●外部調査団の受入 ●義援金の受入窓口設置
教育部	●児童・生徒の安全確認 ●学校施設・社会教育施設・文化財施設被害調査		●避難所の開設（救助部と協力） ●避難所運営体制の整備（救助部と協力）				
通信部	●住民への活動喚起・行動指示（出火防止、初期消火、救出活動、災害時要援護者の安否確認、混乱防止、二次災害危険への警戒等）		●被災者救援活動方針の広報 ●災害写真等の撮影・記録			●インターネット・ホームページを使った被災者救援活動方針の広報を開始 ＜随時＞	
産業振興部	●農業・商工関係被害調査			●食糧・生活必需品の調達	●食糧の供給＜随時＞ ●輸送車両及び燃料の確保		
建設部	●国土交通省・県と連絡調整 ●道路・河川・水路・橋梁の被害調査 ●交通障害箇所の把握		●水防活動の実施準備 ●救助用資機材の確保 ●交通規制の準備	●交通規制の開始			●重要道路・土木施設の応急復旧
	●公園の被害調査 ●被災建築物・公営住宅の被害調査		●住家被害情報を収集・報告＜統括部への協力＞		●応急危険度判定の実施準備		●公園の応急復旧
	●水道・下水道施設被害調査			●飲料水の調達確保	●応急給水の実施＜随時＞	●下水道施設施設の応急復旧	●水道施設の応急復旧
救助部	●住民等からの問い合わせ等各種通報への対応 ●外国人・観光客等の安否確認、避難援護		●住民等からの通報の対応・内容整理	●被災者相談窓口の設置		●遺体安置所及び棺、ドライアイス等の確保 ●遺体の搬送・収容 ●遺体の処理手続 ●ごみ・し尿処理、廃棄物処理、仮設トイレの確保 ●ボランティアの受入れ	●被災者名簿の作成 ●被災者被害状況のとりまとめ ●り災証明の発行 ●ボランティアの調整・派遣 ●避難所のプライバシー問題への対処 ●避難所のニーズ調査
	●保育園児・災害時要援護者の安否確認、避難援護 ●社会福祉施設・児童福祉施設の被害状況把握		●避難所の開設（施設管理者と協力） ●避難誘導	●避難所運営体制の整備 ●避難者名簿の作成	●避難所運営開始 ●生活必需品の供給		
	●医療機関の被害状況把握 ●日赤、医療機関等への協力要請		●医療班の編成 ●救護所の開設	●後方搬送の開始	●他自治体等からの医療救護班の受入 ●炊き出しの準備		
小田支部	●支所管内の被害状況把握と災害応急対策 ●本部との連絡調整		●支所管内の被害状況把握と災害応急対策 ●本部との連絡調整 ●避難誘導、避難所の開設（施設管理者と協力）				
消防団	●災害時要援護者の安否確認、避難援護 ●出火防止・初期消火・延焼防止 ●倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動開始 ●消防団、自主防等との連携		●救出用建設重機の手配、投入（建設部と調整）				

【参考様式】

■ 様式1 災害発生報告

災 害 発 生 報 告

町

発信時刻 月 日 時 分

発 信 者

受 信 者

1	災害発生の日時 年 月 日 時 分					
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災害の概況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況
5 災害に対し取られた措置	(1) 主な措置					
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 先	命令、勧告、自主の別、その他
(3) 消防機関の活動状況						
ア 出動人員 消防職員 名、消防団員 名、計 名						
イ 主な活動内容（使用した機材を含む）						

■ 様式2の1 中間報告・最終報告

中間報告・最終報告(共用)

発 信 機 関				区 分		被害	区 分		被害				
報 告 第 報				田 畑	11	(1) 流失、 埋没	ha		34 公 立 文 教 施 設	千円			
番 号 (月 日 時現在)						(2) 冠 水	ha		35 農 林 水 産 業 施 設	千円			
報告者名					12	(1) 流失、 埋没	ha		36 公 共 土 木 施 設	千円			
受領者名							(2) 冠 水	ha		37 その他の公共施 設	千円		
区 分			被害		13 文 教 施 設	箇所		38 小 計	千円				
人 的 被 害	1 死 者	人			そ の 他	14 病 院	箇所		39 公共施設被害市 町村数	団体			
	2 行方不明者	人				15 道 路	箇所		そ の 他	40 農 産 被 害	千円		
	3 負傷者	(1)重症	人				16 橋 り ょ う	箇所			41 林 産 被 害	千円	
		(2)軽症	人				17 河 川	箇所			42 畜 産 被 害	千円	
	住 家 被 害	4 全 壊	棟				18 港 湾	箇所			43 水 産 被 害	千円	
			世帯			19 砂 防	箇所			44 商 工 被 害	千円		
人				20 清 掃 施 設		箇所							
5 半 壊		棟		21 崖 く ず れ		箇所							
		世帯		22 鉄 道 不 通		箇所		45 そ の 他	千円				
		人		23 被 害 船 舶		隻		46 被 害 総 額	千円				
6 一 部 破 損		棟		24 水 道	戸		人的被害者の住所氏名等						
		世帯		25 電 話	回線								
	人		26 電 気	戸									
	7 床 上 浸 水	棟		27 ガ ス	戸								
		世帯		28 ブ ロ ッ ク 塀等	箇所								
人						今 後 の 見 と お し							
8 床 下 浸 水	棟		29 り 災 世 帯 数	世帯		消 防 機 関 の 活 動 状 況							
	世帯		30 り 災 者 数	人									
	人		火 災 発 生	31 建 物	件								
非 住 家	9 公 共 建 物	棟			32 危 険 物					件			
	10 そ の 他	棟			33 そ の 他	件							

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害 の 概 況							
47 市町村災害対策 本部の設置状況							
48 災 害 救 助 法 の 適 用 状 況							
避難 状 況							
応急措置及び救助 活 動 の 状 況							
出動状況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の 応 援 者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不 通 道 路 橋 り よ う 名			

■ 様式 2 の 2 被害状況内訳表

被 害 状 況 内 訳 表

区 分			符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考		
一 般 被 害	人 的 被 害	死 者		1	人			
		行 方 不 明		2	人			
		負 傷 者	重 症		3	人		
			軽 症		4	人		
			小 計		5	人		
	住 家 被 害	全 壊	棟 数		6	棟		
			世 帯		7	世帯		
			人 員		8	人		
		半 壊	棟 数		9	棟		
			世 帯		10	世帯		
			人 員		11	人		
		一 部 破 損	棟 数		12	棟		
			世 帯		13	世帯		
			人 員		14	人		
		床 上 浸 水	棟 数		15	棟		
			世 帯		16	世帯		
			人 員		17	人		
		床 下 浸 水	棟 数		18	棟		
			世 帯		19	世帯		
			人 員		20	人		
	非被害 住家	全 壊 及 び 半 壊			21	棟		
	り 災 世 帯	り 災 世 帯			22	世帯		
		り 災 者			23	人		
	県 有 施 設	他 の 項 目 に 掲 げ る も の を 除 く	庁 舎 等		24	箇所		
			そ の 他 の 政 財 産		25	箇所		
			普 通 財 産		26	箇所		
			県 立 大 学		27	箇所		
			そ の 他		28	箇所		
			小 計		29	箇所		
	市 町 村 有 施 設	他 の 項 目 に 掲 げ る も の を 除 く	庁 舎 等		30	箇所		
			そ の 他 の 政 財 産		31	箇所		
			普 通 財 産		32	箇所		
			そ の 他		33	箇所		
			小 計		34	箇所		
	計			35	箇所			

区 分			符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
厚生 関係 被害	社会福祉施設	生活保護施設	36	箇所		
		身障更生保護施設	37	箇所		
		老人福祉施設	38	箇所		
		児童福祉施設	39	箇所		
		婦人保護施設	40	箇所		
		その他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
	医療施設	感染症棟	43	棟		
		感染症舎	44	棟		
		公的病院	45	箇所		
		私的病院	46	箇所		
		その他	47	箇所		
		小 計	48			
	環境衛生施設	水道施設	49	箇所		
		下水道施設	50	箇所		
		清掃施設	51	箇所		
		その他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
	計		54			
商工 労働 関係 被害	中小企業	建物（住宅部分除く）	55	棟		
		機械設備	56	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	57	箇所		
		その他	58	箇所		
		小 計	59			
	鉦工業	建物	60	箇所		
		機械設備	61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所		
		その他	63	箇所		
		小 計	64	箇所		
	観光施設	ホテル・旅館	65	箇所		
		観光施設	66	箇所		
		その他	67	箇所		
		小 計	68	箇所		
	計		69			

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
農 林 関 係 被 害	施 設 関 係	共 同 利 用 施 設	畜 産 関 係	70	箇所		
			蚕 糸 関 係	71	箇所		
			園 芸 関 係	72	箇所		
			入 植 関 係	73	箇所		
			そ の 他	74	箇所		
			小 計	75	箇所		
		非 共 同 利 用 施 設	畜 産 関 係	76	箇所		
			蚕 糸 関 係	77	箇所		
			園 芸 関 係	78	箇所		
			入 植 関 係	79	箇所		
			そ の 他	80	箇所		
			小 計	81	箇所		
	関 係	牧 野 地		82	ha		
		牧 野 施 設		83			
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害		84	ha		
		地 方 公 共 団 体 等 の 施 設	畜 産 関 係	85	箇所		
			蚕 糸 関 係	86	箇所		
			園 芸 関 係	87	箇所		
			入 植 関 係	88	箇所		
			そ の 他	89	箇所		
			小 計	90	箇所		
		計		91			
	農 畜 産 物 関 係	農 畜 産 物	水 陸 稲	92	ha t		
			麦 類	93	ha t		
			野 菜	94	ha t		
			果 樹	95	ha t		
			園 芸 作 物	96	ha t		
			茶	97	ha t		
			桑	98	ha t		
			飼 料 作 物	99	ha t		
			そ の 他	100	ha t		
			小 計	101	ha t		

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
農 林 関 係 被 害	農 畜 産 物 等	家 畜 等	家 畜	102			
			畜 産 物	103			
			繭	104			
			そ の 他	105			
			小 計	106			
		貯 蔵 物 、 加 工 品		107			
		計		108			
	水 産 関 係	漁 船 具 共 同 利 用 施 設 非 共 同 利 用 施 設 養 殖 施 設 養 殖 物 漁 協（連 合 会） 在 庫 物 そ の 他 計	漁 港	109	箇所		
			漁 船	110	隻		
			船 具	111	件		
			共 同 利 用 施 設	112	箇所		
			非 共 同 利 用 施 設	113	箇所		
			養 殖 施 設	114	箇所		
			養 殖 物	115	箇所		
			漁 協（連 合 会）在 庫 物	116			
			そ の 他	117			
			計	118			
	耕 地 関 係	農 田	流 失 埋 没	119	ha		
			冠 水	120	ha		
			小 計	121	ha		
		畑	流 失 埋 没	122	ha		
			冠 水	123	ha		
			小 計	124	ha		
		農 業 用 施 設	た め 池	125	箇所		
			頭 首 工	126	箇所		
			水 路	127	箇所		
			堤 と う	128	箇所		
			道 路	129	箇所		
			橋 り よ う	130	箇所		
			揚 水 機	131	箇所		
			そ の 他	132	箇所		
			小 計	133	箇所		
		計		134			

区 分			符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係 被 害	山 地 崩 壊 林 道	崩 壊	135	ha	
			道 路	136	箇所	
			橋 架	137	箇所	
			小 計	138	m ²	
		木 材 立 木 木 炭 薪 そ の 他 小 計 一 般 林 道 施 設 木 炭 施 設 そ の 他 計 合 計	木 材	139	m ²	
			立 木	140	ha	
			木 炭	141	kg	
			薪	142	kg	
			そ の 他	143		
			小 計	144		
			一 般 林 道 施 設	145	箇所	
			木 炭 施 設	146	箇所	
			そ の 他	147		
			計	148		
			合 計	149		
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担 工 事 村 工 事 単 独 工 事	県 工 事	河 川	150	箇所	
			砂 防	151	箇所	
			道 路	152	箇所	
			橋 り よ う	153	箇所	
			港 湾	154	箇所	
			漁 港	155	箇所	
			小 計	156	箇所	
			河 川	157	箇所	
		市 町 村 工 事	砂 防	158	箇所	
			道 路	159	箇所	
			橋 り よ う	160	箇所	
			港 湾	161	箇所	
			漁 港	162	箇所	
			小 計	163	箇所	
			河 川	164	箇所	
			砂 防	165	箇所	
			道 路	166	箇所	

区 分				符号	被 害 量	被害額（千円）	備 考
土 木 関 係 被 害	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所		
			港 湾	168	箇所		
			漁 港	169	箇所		
			小 計	170	箇所		
	一 般 都 市 施 設			171	箇所		
	そ の 他			172	箇所		
	計			173	箇所		
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係		幼 稚 園	174	件		
			小 学 校	175	校		
			中 学 校	176	校		
			高 等 学 校	177	校		
			そ の 他 の 学 校	178	校		
			小 計	179			
	社会教育施設		公 民 館	180	箇所		
			そ の 他	181	箇所		
			小 計	182	箇所		
	文化財関係		国 宝	183	件		
			重 文	184	件		
			県 指 定 文 化 財	185	件		
			史 跡 名 勝	186	箇所		
			天 然 記 念 物	187	箇所		
			小 計	188			
	計			189			
総 合 計			190				

■ 様式3 災害情報受発信記録表

発信記録表

発信者氏名	発信先機関名	受信者氏名	本部長確認
氏名		氏名	
T E L		所属	
内子町災害対策本部（送）第 号 平成 年 月 日 時 分 （通知・要請・指示・報告・その他）			
件名			
本文			

■ 様式 4 受信記録表

発信先機関名	発信者氏名	受信者氏名	本部長確認	統括部の協議
	氏名 T E L	氏名 所属		要 否
内子町災害対策本部（送）第 号 平成 年 月 日 時 分 （通知・要請・指示・報告・その他）				
件名				
本文				
措置の内容				

■ 様式5 水防情報受付（処理）票

No.

受 付 日 時	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
発 信 者	住所 内子町 TEL 氏名 ー
発 信 内 容	
付 近 見 取 図 (目 標 等)	別添のとおり
被 害 状 況	死 者 人 道 路 箇所 田 流出、埋没 ha 行方不明者 人 橋 梁 箇所 冠水 ha 負 傷 者 人 河 川 箇所 畑 流出、埋没 ha 家屋 全壊 戸 崖崩れ 箇所 冠水 ha 半壊 戸 溜 池 箇所 一部破損 戸 農 道 箇所 その他 床 上 浸 水 戸 床 下 浸 水 戸
処 理 状 況 (資 材 等)	出動人員（消防団 名、消防吏員 名、その他 名） 土のう 袋 杭 本

受信者	現場調査 担当	未処理票 保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票 保管担当	本部長

未
処
理

【参考資料】

■（参考）風水害等対策の時系列一覧表

		平常時	警戒時	発災時	発災後			復旧・復興		
					6 時間	24 時間	3 日後	1 週間	1 ヶ月	
予 防 対 策	洪水対策	訓練実施 各種防災 対策事業 推進等	気象情報 収集 施設点検 等							
	土砂・宅地災害等対策									
	風害対策									
	震災対策									
応 急 対 策	災害警戒・対策本部の設置		設	置						
	職員の配備・動員		配 備 ・ 動 員							
	情報の収集及び連絡		情報の収集及び関係機関への連絡							
	災害広報の実施		広 報 活 動							
	避難対策		避 難 ・ 誘 導							
	衣食等生活必需品供給				生活必需品の供給					
	給水及び上水道施設応急対策				応 急 給 水					
	停電応急対策				情 報 収 集 等					
	消防活動			消 防 活 動						
	水防活動		水 防 活 動							
	救難対策			救 護 活 動						
	医療・救護			医療救護活動						
	遺体の搜索、処理及び火葬			遺 体 の 搜 索		埋 葬				
	防疫及び保健衛生					防 疫 活 動				
	清掃			清 掃 活 動						
	下水施設応急対策			応 急 復 旧						
	輸送対策			緊急輸送・緊急輸送道路の確保						
	警備対策			警 備 対 策						
	住宅等応急対策					一次収容施設供与・仮設住宅建設				
	公共施設等応急対策					応 急 復 旧				
	文教対策		生 徒 等 の 避 難					応 急 教 育		
	災害救助法の適用			災害救助法の適用						
	応援要請及び協力要請			応 援 ・ 協 力 要 請						
	災害ボランティアとの連携			受 入 れ						
	災 害 復 旧	被災者支援			支 援 策 の 検 討 ・ 実 施					
		生活援護					生 活 援 護			
		企業等救護					企 業 等 救 護			
		義援金・義援物資の受入れ、配分			義援物資受入れ・配分等			義援金配分		
		り災証明書の発行				り災証明書発行				
公共施設災害復旧						公 共 施 設 復 旧				
公 益 事 業 等	電力施設			応 急 対 策						
	ガス施設			応 急 対 策						
	電信電話施設			応 急 対 策						
	交通輸送施設			応 急 対 策						
	放送施設			応 急 対 策						

※ それぞれの範囲については、概ねの着手時期を示す。

■ パーソナルデータ

所 属 課 等	電 話 番 号
	(内線 :)

氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

住 所 _____ 血液型 _____

連絡先
 自宅電話番号 : _____ 緊急連絡先
 氏名 : _____ (続柄 :)
 携帯電話番号 : _____ 電話番号 : _____

所属長連絡先
 氏 名 : _____ 自宅電話番号 : _____

◎配備体制時の立場

部 ・ 班 _____

部 _____ 班 _____

該当配備区分 (○で囲む)

[風水害] 事前配備 ・ 第1次配備 ・ 第2次配備 ・ 第3次配備 ・ 第4次配備

[地 震] 事前配備 ・ 第1次配備 ・ 第2次配備

参集場所 _____

電話番号 : _____

メモ欄(災害時に担当する業務 内容等を記入しておく)	本 書 関 連 頁

注 必ず事前に記入しておくこと。

内子町災害発生時の職員初動マニュアル

平成 26 年 3 月

内 子 町

事務局 内子町総務課危機管理班
〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168
電話 0893-44-2111（代）
0893-44-6150（直通）

